

上三川町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 栃木県河内郡上三川町

事 業 名 : 農業集落排水事業 (大山地区・北東部地区・東部地区・南部地区)

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度(18年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法非適用
処理区域内人口密度	19.3人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	4処理区		
処理場数	4処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	①広域化・共同化 H28.3とちぎの清らかな水2016プランにて広域化を図りました。 ②最適化 H28.3とちぎの清らかな水2016プランにて最適化を図りました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

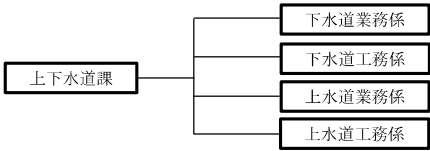
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料(10m ³):1,100円 11m ³ 以上 30m ³ までの超過使用料(1m ³ につき):110円 31m ³ 以上 50m ³ までの超過使用料(1m ³ につき):121円 51m ³ 以上100m ³ までの超過使用料(1m ³ につき):132円 101m ³ 以上の超過使用料(1m ³ につき):143円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆衛生の向上の観点から、一般家庭用使用料体系とは別に湯屋用使用料体系を設けている。 湯屋基本使用料(300m ³ まで):16,500円 301m ³ 以上の超過使用料(1m ³ につき):77円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	臨時用に使用する場合の臨時用使用料体系を設けている。 臨時用1m ³ につき:198円				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,160円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,484円
	平成30年度	2,160円		平成30年度	2,506円
	令和元年度	2,200円		令和元年度	2,574円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2 人
事業運営組織	<p>上下水道課で公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、上水道事業の運営を行っており、農業集落排水事業の事務は、下水道業務係と下水道工務係が担当している。令和3年度以降も同様の体制で運営する予定である。</p> <p>〈事業運営組織図〉</p>  <pre> graph TD A[上下水道課] --- B[下水道業務係] A --- C[下水道工務係] A --- D[上水道業務係] A --- E[上水道工務係] </pre>

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	農業集落排水処理施設、マンホールポンプ場の管理、農業集落排水使用料金の賦課徴収を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

収益的収支比率が一般会計からの繰入金に依存している状況であるため、100%近い数値となっている。
経費回収率は67%と類似団体平均値を10%近く上回っている状況だが、汚水処理に係る経費を使用料で賄えていない。
また、施設利用率は59%、水洗化率は75.2%となっており、処理水量に対して施設能力に余裕がある。

2. 将来の事業環境

(1)処理区域内人口の予測

処理区域内人口予測の推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月推計)を根拠として、将来行政人口×処理区域内率により推計を行った。

(2)有収水量の予測

汚水の有収水量については、将来の水洗化人口推計値に生活排水処理構想内の日平均家庭汚水量原単位を乗じて算出し、予測している。

(3) 使用料収入の見通し

加入促進活動により使用料収入が増加傾向である。
使用料収入について当面は増加する見込みだが、今後は処理区域内人口の減少や節水型器具の普及などに伴い有収水量が減少していくと考えられることから、比例して使用料収入も減少していく見込みである。

(4) 施設の見通し

最も供用開始が早い大山地区で供用開始から18年が経過しており、ポンプ・ブロー等の機械設備や電気設備については法定耐用年数が15年とされており、法定耐用年数を超過した設備もあることから今後は施設更新費が増加する。
施設の適正な管理や早期の修繕により可能な限り耐用年数を延ばすことで設備投資の増加を抑制する。

(5) 組織の見通し

施設整備等は平成22年度に完了している。
今後は、施設更新・改修が必要となることから、他部署と連携・協力して業務実施を行う。

3. 経営の基本方針

本町における事業は、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的として、大山地区が平成9年度に事業着手し平成14年度に供用開始した。その後、北東部地区・東部地区・南部地区と併せて4地区の整備を行い平成22年度に整備を完了し、今後全体計画区域拡大する予定はない。

農業集落排水事業は快適な生活のために必要不可欠なものであり、今後も安定したサービスを提供し続ける必要があることから、以下の点を基本方針として取り組む。

① 農業集落排水事業の健全経営

- ・定期的な使用料の見直しを行い、使用料の適正化を図る。
- ・滞納整理、未接続対策を計画的に実施する。

② 施設の老朽化対策

- ・今後耐用年数を迎える施設の老朽化対策として、公共下水道との統合を含め、維持管理費用の低減・施設更新費の削減を図る。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	今後公共下水道との統合計画を策定し、これに基づいた計画的な統合を実施する。 統合までの期間は最小限度の施設更新を実施することとする。
-----	---

公共下水道との統合計画を進め大山地区、北東部地区から順次公共下水道への統合を行う予定である。
公共下水道への統合事業費として、大山地区・北東部地区分では240百万円を見込む。
施設更新は、法定耐用年数を超過している処理施設の機械電気設備の更新を優先して実施する。更新設備はリスク評価Aランクまたは想定耐用年数を超過している設備を対象とし、投資平準化を図るため施設の延命化を行う。（想定耐用年数を法定耐用年数の1.5倍に設定）令和11年度までに287百万円の投資を見込む。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経費回収率が100%を下回っている状況で、有収水量1m ³ 当たりの使用料が国の推奨する最低基準である150円を下回っている。事業運営に必要な収入を確保し続けるためには、高い収納率の維持と加入促進事業の強化に取り組んでいくとともに、使用料の改定も実施していく必要がある。 町一般会計への影響を抑制するため、一般会計からの繰入金を250百万円/年程度に抑制する。
-----	--

・使用料料金体系は公共下水道と同一となっており、当面変更する計画はない。
・使用料の見込みについては、令和元年度実績水量単価（117円/m³）×計画汚水量により求めた。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

① 職員給与費に関する事項 過年度実績に基づき計上している。
② 動力費に関する事項 過年度実績に基づき計上している。
③ 修繕費に関する事項 過年度実績に基づき計上している。
④ 委託費に関する事項 過年度実績に基づき計上している。

（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（１）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* （１）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町の下水処理は、鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）関連公共下水道の1処理区と農業集落排水事業の4処理施設により処理を行っている。 農業集落排水処理施設は今後老朽化による改築更新など維持管理費の増大が想定されることから、公共下水道との統合（広域化）によるコスト縮減を検討し、より効率的な事業運営を進める。
投資の平準化に関する事項	施設老朽化に伴う修繕等が発生するため、計画的な修繕等を進め、投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	予定なし
その他の取組	予定なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の改築更新計画策定に伴い将来的には必要性、実施時期や改定内容について検討が必要と考えられる。なお、改訂する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要。
資産活用による収入増加の取組について	予定なし
その他の取組	予定なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	予定なし
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は地方公務員の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえ、引き続き給与の適正化に努める。
動力費に関する事項	施設の更新時には省エネ型機種などの設備機器の導入を検討する。
薬品費に関する事項	予定なし
修繕費に関する事項	計画的な予防修繕を行い、突発的に発生する事故や故障を未然に防ぎ、施設の延命化を図ることにより維持管理費の低減に努める。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、経費の削減、効率化に努める。
その他の取組	水洗化促進・収納率向上など、財源確保につながる経費について費用対効果を考慮しつつ取り組む。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	策定後は実績と比較し進捗管理を行い、本経営戦略の事後検証・更新を行う。
---------------------	-------------------------------------

経営比較分析表（平成30年度決算）

栃木県 上三川町

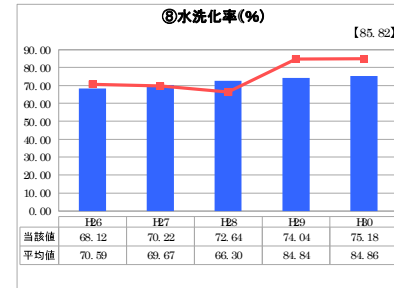
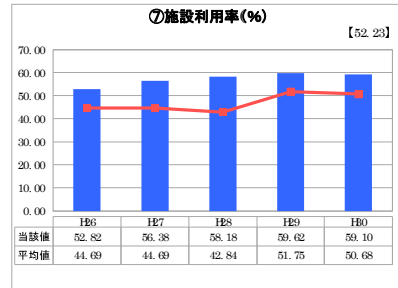
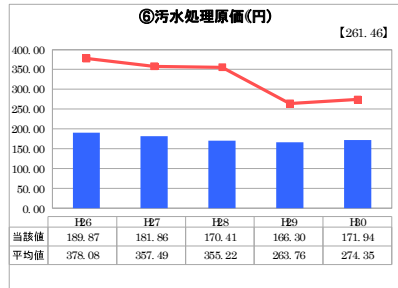
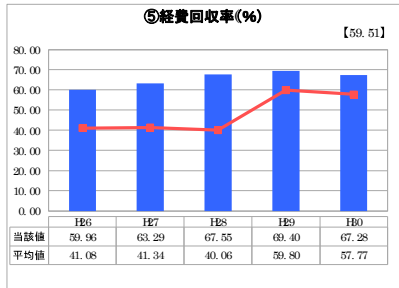
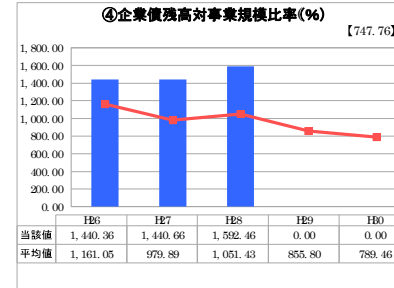
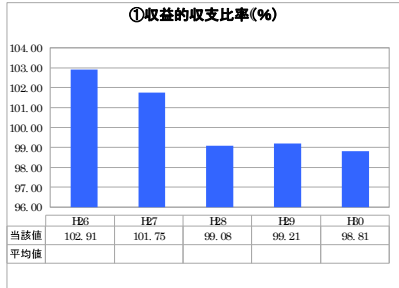
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	P2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	18.18	87.95	2,160

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
31,232	54.39	574.22
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
5,680	2.90	1,958.62

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

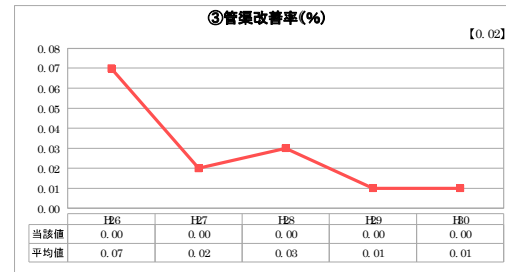
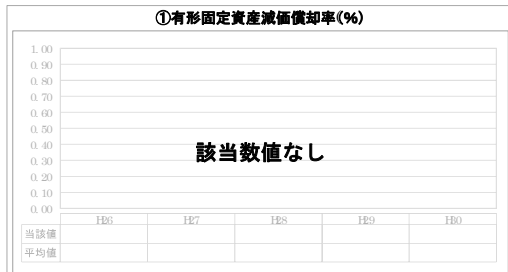
1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率が前年度より減少しているが、一般会計からの繰入金に依存している状況であるため、100%近い数値となっている。
 経費回収率は類似団体平均値を10%近く上回っている状況だが、100%を下回っており、汚水処理に係る経費を使用料で賄っていないため、経費削減に努めるなど今後も経営改善に向けた取組が必要である。
 汚水処理原価は類似団体平均値を下回っているが、引き続き接続率の向上により有収水量の増加を図る取組が必要である。
 施設利用率は既に整備事業が完了していることもあり、接続件数の伸びに伴い少しずつ増加しているが、近年は横ばいとなっている。
 水洗化率についても年々上昇傾向であるが、依然として低い水準であるため、今後も引き続き戸別訪問を実施することにより数値の向上を目指していく必要がある。

2. 老朽化の状況について

平成14年に供用開始をしてから15年経過しているが、耐用年数を経過している施設はまだ無いため、改修が必要な状況ではない。
 そのため、現在は老朽化対策等を実施していないが、今後は排水処理施設の機能診断をすすと共にストックマネジメントを踏まえて、計画的に対策に取り組んでいく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

経営の健全性・効率性については、類似団体平均値と比較して概ね良好な数値を示しているが、引き続き維持管理費等の削減に努める必要がある。
 併せて、水洗化率の向上や有収水量の増加による料金収入の確保を図るなど、更なる経営改善も必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
		前年度	本年度												
収 益	収益的 収入	1 総 収 益 (A)		300,636	309,082	306,000	296,000	291,503	291,691	292,036	280,233	258,402	256,271	242,847	236,846
		(1) 営 業 収 益 (B)		55,821	55,430	58,061	49,045	49,272	49,475	49,668	49,826	41,090	26,412	26,581	26,808
		ア 料 金 収 入		55,727	55,369	58,000	48,945	49,172	49,375	49,568	49,726	40,990	26,312	26,481	26,708
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他		94	61	61	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		(2) 営 業 外 収 益		244,815	253,652	247,939	246,955	242,231	242,216	242,368	230,407	217,312	229,859	216,266	210,038
		ア 他 会 計 繰 入 金		244,815	253,651	247,938	246,955	242,231	242,216	242,368	230,407	217,312	229,859	216,266	210,038
	イ そ の 他			1	1										
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)		148,710	157,693	149,074	139,792	136,884	133,701	130,605	117,155	97,310	94,162	90,826	87,851
		(1) 営 業 費 用		87,252	94,623	90,525	87,745	87,943	88,131	88,274	78,326	61,634	61,788	61,943	62,108
		ア 職 員 給 与 費		12,653	11,522	11,588	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他		74,599	83,101	78,937	77,545	77,743	77,931	78,074	68,126	51,434	51,588	51,743	51,908
		(2) 営 業 外 費 用		61,458	63,070	58,549	52,047	48,941	45,570	42,331	38,829	35,676	32,374	28,883	25,743
ア 支 払 利 息			54,060	50,954	47,784	44,547	41,441	38,070	34,831	31,329	28,176	24,874	21,383	18,243	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他		7,398	12,116	10,765	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		151,926	151,389	156,926	156,208	154,619	157,990	161,431	163,078	161,092	162,109	152,021	148,995		
資 本 的 収 支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)		16,862	12,000	12,000	108,200	10,000	111,200	10,000	194,470	112,310	10,000	104,000	10,000
		(1) 地 方 債				49,100		50,600		92,235	51,155		47,000		
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金		12,372	10,320	10,740	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金				49,100		50,600		92,235	51,155		47,000		
	(6) 工 事 負 担 金		4,490	1,680	1,260										
	(7) そ の 他														
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)		168,666	166,911	170,081	259,516	164,619	269,190	171,431	357,548	273,402	172,109	256,021	158,995
		(1) 建 設 改 良 費		16,862	12,000	12,000	98,200		101,200		184,470	102,310		94,000	
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		151,804	154,911	158,081	161,316	164,619	167,990	171,431	173,078	171,092	172,109	162,021	158,995
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 151,804	△ 154,911	△ 158,081	△ 151,316	△ 154,619	△ 157,990	△ 161,431	△ 163,078	△ 161,092	△ 162,109	△ 152,021	△ 148,995		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	122	△ 3,522	△ 1,155	4,892								
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	4,663	4,785	1,263	108	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,785	1,263	108	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	4,785	1,263	108	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
実質収支黒字 (P)												
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	99	100	98	97	97	97	97	96	96	96	96
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益一受託工事収益 (B)-(C) (S)	55,821	55,430	58,061	49,045	49,272	49,475	49,668	49,826	41,090	26,412	26,581	26,808
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
区 分												
収益的収支分	244,815	253,651	247,938	246,955	242,231	242,216	242,368	230,407	217,312	217,723	216,266	210,038
うち基準内繰入金	209,527	190,579	191,529	201,490	196,568	196,365	196,374	194,361	197,958	187,655	196,041	189,069
うち基準外繰入金	35,288	63,072	56,409	45,465	45,663	45,851	45,994	36,046	19,354	30,068	20,225	20,969
資本的収支分	12,372	10,320	10,740	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	12,372	10,320	10,740	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
合 計	257,187	263,971	258,678	256,955	252,231	252,216	252,368	240,407	227,312	227,723	226,266	220,038